

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【会社名】	株式会社寺岡製作所
【英訳名】	TERAOKA SEISAKUSHO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻 賢一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区広町一丁目4番22号
【縦覧に供する場所】	株式会社寺岡製作所大阪支店 (大阪市東淀川区菅原四丁目9番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長辻賢一は、当社の第108期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。